平成２７年（フ）第６号
三重県津市久居射場町80番地　ハイツエクセルⅢ201号、前住所三重県津市川方町423番地１
債務者　鈴木　弘範
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４２６７号
大阪府八尾市荘内町２丁目２番31―606号
債務者　髙時　国義
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４４８号
大阪府大東市津の辺町17番14号　ベルハイム畷101号、申立時の住所大阪府四條畷市中野本町32番６号　サンフローロ忍ヶ丘105
債務者　植野　綾太
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２７６号
大阪市北区豊崎７丁目７番２号プレアール豊崎203号室
債務者　勝元　勇気
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２８８号
大阪府東大阪市足代北２丁目13番４号
債務者　ヴィガント麻紀子（旧姓玉谷）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２９４号
大阪府茨木市若園町38番33号　ピアドミール102号
債務者　田淵　裕一
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４３２号
大阪府豊中市東豊中町６丁目６番28―610号
債務者　長友　恵子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４７４号
大阪市鶴見区今津中３丁目８番20号
債務者　尾﨑石材こと　尾﨑　眞一
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５０５号
大阪市東淀川区東中島４丁目２番５―201号
債務者　圓光　ユカ
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２号
大阪市東成区中本１丁目11番14号　ギャレ緑橋502号
債務者　岡崎　　昇（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８９号
大阪市中央区本町橋８番15―401号
債務者　浅野　文章
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２７号
大阪市中央区瓦屋町２丁目13番10号　サンビル401号
債務者　渡邊　宏樹
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９２号
大阪府東大阪市川田１丁目２番15―506号
債務者　八田ひろみ（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０１号
大阪市東住吉区西今川３丁目３番３号大西マンションⅡ　302号
債務者　武安　英幸
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５９号
神戸市長田区一里山町１―７朝日プラザモンターニュ北神戸１番館403号、住民票上の住所神戸市兵庫区西出町２丁目３番23―401号
債務者　松尾亜雅紗（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８３３号
神戸市兵庫区熊野町３丁目６番12―104号
債務者　松本　美佳（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９３０号
神戸市須磨区妙法寺字口ノ川21番地の88
債務者　陰山孝こと　陰山　　孝
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部